

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所 / SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2026-06

ハイライト：

「特許もタイミング」...審査猶予「いつでも変更」を全面的に許容	1
レインボ-ロボティクスがセーフティクスの特許を無効化、争点となる技術は協働ロボット	2
経済の不確実性が解消...2025年の産業財産権出願が「急増」	3
歌い踊る「曲がるOLED」...スピーカー内蔵ディスプレイが誕生	5
Kビューティ人気でコセモノが横行...政府・業界が「知的財産権侵害」への対応に奔走	6
「コセモノとの戦いに終止符」...三養食品、「ブルダック」の商標権確保目前	7



IP制度

「特許もタイミング」

審査猶予「いつでも変更」を全面的に許容

事業化のスケジュールに合わせて審査を早めたり遅らせたり...出願戦略の柔軟性が大幅に拡大

特許審査時期を事業スケジュールに合わせて自由に調整できる道が開かれた。知識財産処は、5月14日から審査猶予の時期をいつでも変更あるいは取り下げられる

ようにする改正特許・実用新案法施行規則を施行した。

審査猶予制度は、製品発売時期や事業戦略に合わせて特許審査を最大5年まで遅らせることができる制度であり、近年その活用が着実に増加している。しかし、従来は猶予申請後2ヶ月が過ぎると審査時期を変更できなかったため、企業は状況の変化に対応しにくいという制限があった。

今回の改正により、審査官が審査に着手する前であれば、出願人はいつでも審査時期を早めたり遅らせたりことができ、必要に応じて審査猶予そのものを取り下げることが可能になった。これにより、特許出願戦略がより柔軟になり、製品の発売、投資の誘致、市場参入の時期に合わせた権利確保が可能になる見通しである。

特に、技術開発のスピードや事業環境が急速に変化するスタートアップと中小企業にとって、実質的な支援となることが期待される。特許権の確保時期を戦略的に

特許の審査猶予、いつでも変更可能！

事業のスケジュールに合わせて自由に調整



調整することで、不必要なコストとリスクを減らし、競争力のある権利ポートフォリオを構築できるためである。

知識財産処は、今回の改正が現場の要望を反映した措置であると説明した。

特許審査企画局長は、「特許利用者の意見を反映し、審査猶予制度をさらに便利なものに改善した」とし、「今後、出願人がこの制度を積極的に活用し、戦略的な特許確保に乗り出すものと期待している」と明らかにした。

今回の制度改善は、特許が単なる権利取得にとどまらず、「事業戦略のツール」として機能していることを示している。今や特許の競争力は、技術だけでなく、いつ確保するかまでを含めた「タイミング戦略」によって決定する時代となった。



紛争

レインボーロボティクスが
セーフティクスの特許を無効化
争点となる技術は協働ロボット

サムスン電子の子会社であるレインボーロボティクスが、ロボット安全性ソリューション企業であるセーフティクスの特許2件を無効化した。

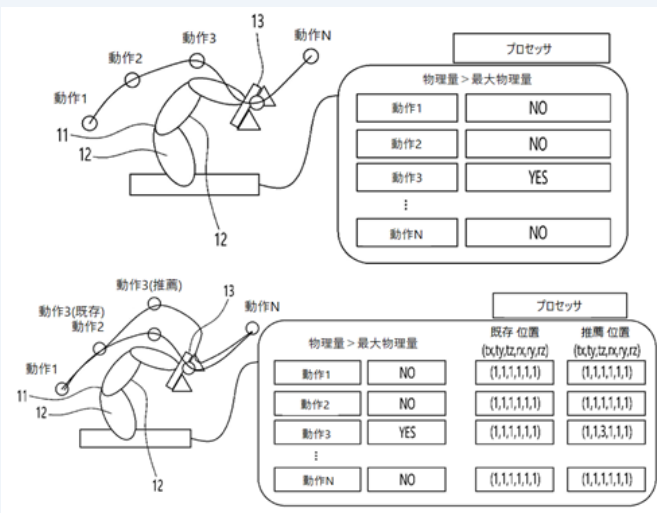
特許審判院は、セーフティクスの特許「ロボットの安全性評価方法」2件(登録番号2732695、2759672)について無効との判断(審決)をした。これらの特許は、ロボットの動きを3Dでシミュレーションし、衝突時に発生する衝撃を計算して、安全性や危険動作などを分析する技術である。

特許審判院は、'695の特許について、請求項1~3、5~10は無効と判断し、請求項4に対する無効審判請求を却下した。'672の特許については、請求項1、2、4~10を無効と判断し、請求項3に対する請求を却下した。

レインボーロボティクスは2025年10月に、当該特許2件に対してそれぞれ請求項1～10は無効であるとして審判を請求していたが、特許審判院はこれを大部分認めたことになる。



＜レインボーロボティクスの協働ロボットRBシリーズ＞



＜セーフティクスの特許2件の代表図＞

今回の特許無効審判は、先にセーフティクスがレインボーロボティクスを相手取り特許侵害を警告したことを受け、レインボーロボティクスが対応策として請求した紛争である。ひとまず特許審判院が当該特許2件を無効と判断したため、レインボーロボティクスはセーフティクスとの紛争において優位に立った。

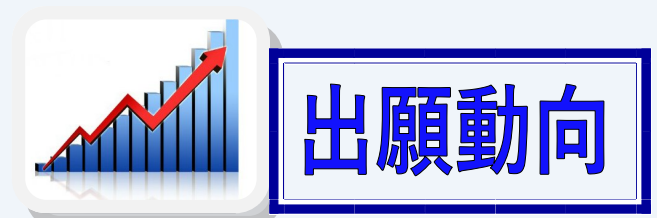
セーフティクスが特許審判院の審決に不服がある場合、特許法院に控訴(審決取消訴訟)できる。

3月に特許審判院で行われた無効審判の口頭審理で、レインボーロボティクスは「争点となっている特許は記載不備(説明が不十分)に該当し、新規性および進歩性がない」とし、「被請求人が2月に請求した訂正審判が認められても、記載不備は解消されない」と主張していた。

これに対し、セーフティクスはレインボーロボティクスの主張を否定し、進歩性については「請求人(レインボーロボティクス)が(無効の証拠として)提示した比較対象発明は、時間に基づく危険度のみを表示している」とし、「これを区分動作単位まで表すには別途の設計が必要であり、これを単なる設計変更ということはできない」と反論した。

2件の特許で言及された有効質量、速度、方向および形状などは、協働ロボットの安全規格の中核である。ロボットの上昇・下降、前進・後退など、区分動作(姿勢)ごとの物理量の算出過程が、既存の発明とどれほど差別化されているかが紛争の中核であった。セーフティクスが2件の特許を登録したのは、それぞれ2024年11月、2025年1月と、それほど昔のことではない。

サムスン電子は2024年12月、レインボーロボティクスの筆頭株主の地位を確保し、未来のロボット開発を加速させると明らかにした。当時、サムスン電子は人工知能(AI)とソフトウェア技術にレインボーロボティクスの技術を融合させ、知能型先端ヒューマノイドの開発を前倒しすると説明していた。



経済の不確実性が解消

2025年の産業財産権出願が「急増」

2025年の産業財産権出願が、特許・商標・デザインの全部門で前年比増加し、本格的な成長傾向を示したことが分かった。

知識財産処は、2025年における産業財産権の出願動向を分析(韓国知識財産研究院が実施)した結果、下半期を中心に特許・商標・デザインの全部門で前年比出願が増加し、特に産業財産権の出願を初めて行う企業・個人など(以下「新規出願人」という)による出願が拡大したと明らかにした。

2025年の特許出願は260,797件、商標出願は324,926件、デザイン出願は60,935件で、前年比でそれぞれ5.9%、2.8%、1.6%増加した。特に2025年下半期の特許出願は151,475件、商標出願は172,511件、デザイン出願は32,867件で、前年同期比でそれぞれ9.3%、7.3%、4.1%増加しており、2025年の出願増加は下半期の影響が大きかったと分析される。

また、新規出願人による2025年下半期の特許出願は23,735件で前年同期比18.5%、商標出願は68,759件で前年同期比9.2%増加するなど、特許および商標分野において新規出願人が活発に出願活動を行っていることが分かった。

1. 新規出願人の活動増加、K-ビューティおよびベンチャー・起業活動との関連

商標分野では、K-ビューティ(韓国コスメ)産業の成長に伴い、2025年の化粧品(第3類: 洗浄剤および化粧品製剤)関連の新規出願人による出願が最も高い増加率(+41.3%)を記録した。特に中小企業・個人・外国人を中心に増加したが、これはインディブランド*がK-ビューティの輸出成長において重要な役割をしている点と関連していると分析される。外国人の場合、韓国のK-ビューティ市場が国際的な流行を牽引しているだけに、韓国内のK-ビューティ市場に戦略的に参入しているものとみられる。

* インディブランド: 大企業または大型流通網に属さず、独立して運営されるブランド

また、特許分野では、2025年に電子商取引(49.0%、前年比+2.6%p)、ゲーム(45.6%、前年比+0.7%p)、医療(38.6%、前年比+5.5%p)など、起業およびベンチャー投資の活発な分野を中心に、新規出願人の割合が増加していることが分かった。新規出願人の出願割合は2024年まで減少していたが、2025年に増加傾向に転じた(14.7%、前年比+0.7p)。これは、技術基盤のスタートアップ企業数の増加(221,063社、前年比2.9%増)、起業全体に占める技術基盤の起業割合の拡大(19.5%、前年比+1.3p)、ベンチャー投資額の増加(13.6兆ウォン(約1.4兆円)、前年比14.0%増)など、最近の起業・投資動向とも関連があると分析される。

2. 経済政策の不確実性が緩和、商標・デザイン出願に影響

知識財産処は、2025年下半期の出願増加の原因を探るため、経済政策不確実性指数*(Economic Policy Uncertainty Index, EPU Index)を用いて、経済の不確実性が産業財産権の出願に及ぼす影響に関する分析も実施した。

* 主要新聞記事において「経済」、「政策」、「不確実性」に関するキーワードが同時に現れる頻度を集計して算出する指標(OECD、IMF、日本銀行なども活用)

分析の結果、2025年上半期に上昇していたEPU指数が下半期に下降したことに伴い、上半期に鈍化していた韓国国民の商標およびデザイン出願活動が回復する様相が見られた。ベンチャー・起業関連の指標でも、2025年下半期に改善の傾向が確認されていることとも一致する。

また、EPU指数の変動は商標・デザイン出願活動に対して約2ヶ月先行すると分析されているが、これは経済の不確実性の緩和が企業・個人などの市場参入意欲に影響を与え、今後、商標・デザイン出願の増加につながる可能性があることを示唆している。ただし、特許の場合、EPU指数との統計的有意性は確認されなかった。

一方、知識財産処は、生成型人工知能(AI)を活用した産業財産権の出願*も徐々に増加すると予想しており、これによる統計的信頼性の低下、行政手続きの遅延、審査負担増加の可能性などについて綿密に検討・分析し、対策を講じる計画である。

* 生成型人工知能(AI)を活用する過程で、単にアイデアを提示し、その結果物をそのまま出願するだけでは発明者として認められない

知識財産処は、「今回の分析を通じて、経済の不確実性が出願に影響を及ぼすということ、およびK-ビューティ・電子商取引・ゲーム・医療分野において新規出願人の参入が拡大していることを確認した」とし、「こうした動向を持続的に点検し、経済活動に必須となる知的財産権の確保に積極的な支援を惜しまない」と述べた。





最新技術

歌い踊る「曲がるOLED」

スピーカー内蔵ディスプレイが誕生

韓国の研究チームが、形状変形機能とスピーカー機能を兼ね備えた有機発光ダイオード(OLED)パネル技術を開発した。画面が曲がるディスプレイなど、様々な電子機器への活用が期待される。

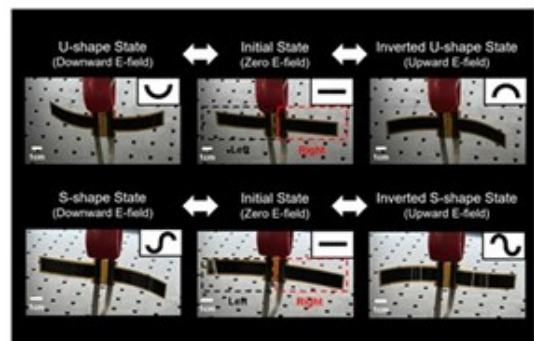
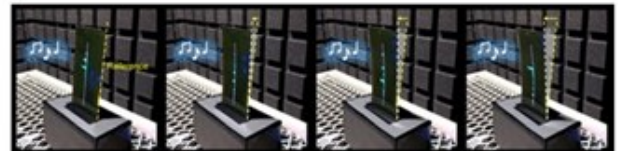
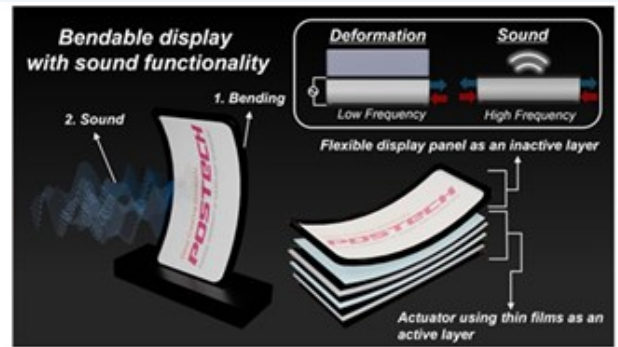
浦項工科大学(POSTECH)は、電子電気工学科の研究チームが、自在に形状を変えながらスピーカーの役割もするスマートフォン向けOLEDパネル技術を世界で初めて開発したと発表した。

画面を折りたたんだり曲げたりできるフレキシブルディスプレイには、ヒンジのような機械装置が必要となる。そのため、機器が厚く重くなるという欠点がある。また、ディスプレイ使用に不可欠なスピーカー機能を別途追加すると、さらに厚みが増すことになる。

画面が曲がるベンダブルディスプレイは、画面の曲率を調節して画像の歪みを減らし、没入感を高める技術である。従来の方式では、物理的な機械部品を取り付け、引っ張る力で形状を変形させる。しかし、サイズが大きくなり柔軟性が低下するという問題がある。

ディスプレイの形状が変形する様子も単純なものであった。ユーザーの没入感のためにスピーカーを追加すると、機器がさらに大きく厚くなり、スマートフォンのような小型機器への適用には限界がある。

研究チームは、こうした限界を克服するため、特殊な「圧電高分子アクチュエータ」という超薄型フィルムを適用した。このフィルムをスマートフォン用OLEDパネルに貼り付けると、凸状やS字状にOLEDを変形させることができる。フィルムに低周波および高周波の電気信号を送ると、OLEDの多様なベンダブル形状への変形に加え、別途スピーカーがなくてもOLEDディスプレイ自体が音を発することができる。



＜電気信号の周波数に応じて形状変形と音響発生を同時に実現したベンダブルディスプレイ＞

実際にスマートフォン用OLEDパネルにこの技術を適用したところ動作に成功した。自在に変形し、OLEDの薄くて軽いという利点をそのまま維持しつつ、形状変形と音の出力が同時に可能となった。

研究チームは、「外部装置なしでディスプレイの形状を自在に変形させ、同時にスピーカー機能まで実現した研究は今回が初めてだ」とし、「既存のベンダブルディスプレイの構造的な限界を克服することで、次世代ディスプレイ、自動車用ディスプレイ、ソフトロボットなど、様々な分野への展開と商用化に寄与するだろう」と述べた。

研究結果は、国際学術誌「npj Flexible Electronics」の3月オンライン版に掲載された。





商 標

K-ビューティ人気で二セモノが横行

政府・業界が「知的財産権侵害」への対応に奔走

K-ビューティがグローバル市場で急速に影響力を拡大し、世界的な人気を集めるに伴い、これを模倣した偽造化粧品の海外流通および逆輸入の事例も相次いでおり、対策が急がれている。

韓国政府が海外からの直輸入化粧品に対する安全検査の範囲を偽造の疑いがある製品にまで拡大する中、韓国最大のヘルス&ビューティ(H&B)プラットフォームであるCJオリーブヤングも、知的財産権侵害の申告処理手順を公開し、対応体制の整備に乗り出した。

政府と関連業界によると、食品医薬品安全処は、近年オンラインプラットフォームを通じた化粧品の海外直接購入の増加を受け、知識財産権保護院・関税庁などの関係機関とともに、安全性に懸念のある製品および偽造が疑われる化粧品に対する安全検査を拡大することとした。

このような政府の対応強化の流れの中で、CJオリーブヤングもこのほど公式サイトで「一般知的財産権侵害の申告処理手順」を詳しく案内した。

侵害申告が受理されると、オリーブヤングは申告内容を検討後、販売者に対し3営業日以内に釈明を求める。販売者が期間内に釈明書を提出しない場合、または釈明が不十分な場合は、当該商品の販売を中断する。

一方、販売者が釈明書と関連資料を提出した場合は、申告内容と釈明資料を総合的に検討し、侵害の有無を判断する。侵害と確認された場合は、販売中断措置が取られる。

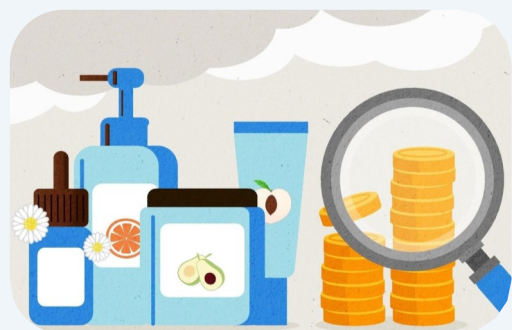
業界によると、クーポンやネイバーなどの主要プラットフォームでも、K-ビューティを含む製品の知的財産権および偽造商品への対応体制を運用している。

クーポンは、商標権・デザイン権・著作権・特許権を侵害する商品、および不正競争行為に該当する商品などを知的財産権侵害商品と規定し、これに関する申告を受け付けている。

ネイバーもまた、権利保護センターを通じて偽造商品および商標権侵害商品の申告制度を運用しており、「偽造商品の不法流通を防ぎ、権利者を保護するために積極的に努力している」と案内している。特にネイバーは、偽造商品と商標権侵害商品とを別々に区分し処理している。

これに加え、食品医薬品安全処は昨年、海外直輸入の化粧品1,080件を検査したのに続き、今年は検査規模を1,200件に拡大する計画である。特に今年からは、偽造の疑いがある化粧品を検査対象に含めた。K-ビューティブランドの知的財産権保護と、偽造化粧品の流通による消費者・企業の被害を予防するための措置である。

食品医薬品安全処は、安全性に懸念のある海外直輸入化粧品については、韓国への持ち込み・販売を防ぐため通関保留措置を講じ、放送通信審議委員会を通じて販売サイトの遮断も推進する予定である。検査結果はホームページを通じて公開する。



「ニセモノとの戦いに終止符」

三養食品、「ブルダック」の商標権確保目前

三養食品が、代表ブランド「ブルダック(Buldak)」の商標権確保を目前に控えている。

韓国語と英語の商標がともに審査段階を通過し、出願公告に入ったことで、最終登録まで異議申立の手続きのみが残っている状態である。

商標権が確定すれば、グローバル市場で拡散している模倣品と類似商標に対する法的対応の基盤が整う見通しである。

流通業界と知識財産処によると、三養食品の「ブルダック(Buldak)」の韓国語・英語商標が4月4日に出版公告された。公告後30日間の異議申立期間中に特に問題がなければ、商標権登録が最終確定する。

出願公告は商標審査を通過したことを意味する段階であり、通常は1年以上かかる審査期間を考えれば、今回の速度は異例との評価である。三養食品は2月末に商標を再出願し、約2ヶ月でこの段階に入った。

ただし、適用範囲には一部違いがある。英語の「Buldak」はラーメン、カップ麺、ソース類などを含むのに対し、韓国語の「ブルダック」はラーメン類に限定されている。

三養食品の商標権確保の試みは今回が初めてではない。2008年に特許法院は「ブルダック」を誰でも使用できる普通名詞と判断し、商標権を認めなかった。その後、2023年にも韓国語・英語の商標を再出願したが、登録には至らなかった。

これにより、「ブルダック炒め麺」が世界的なヒット商品として定着したにもかかわらず、韓国国内でブランド名称に関する独占権を確保できない状態が続いてきた。

状況が変わった背景には、「ブルダック」ブランドの急激なグローバル展開がある。「ブルダック」シリーズは海外市場で「Buldak」そのものが一つのブランドとして通用するほどの認知度を確立しており、三養食品の全体売上の約80%が海外で発生するほど輸出の比重も大幅に高まった。同時に、これを狙った模倣品と類似商標も急速に増えている。

実際、中国では「ブルダック麺(火鶏麺)」など類似した名称を利用した製品が流通しており、「ブルダック炒め麺」というフレーズと「Buldak」を組み合わせた商品も、中国やサウジアラビア、ロシアなどで販売されていることが分かっている。三養食品は現在、海外において警告状の発送、紛争調停、知的財産権の申告、通関段階での差し押さえなど、様々な方法で対応している。

食品業界の関係者は、「今回の事例は単なる個別企業の問題にとどまらず、K-ブランド全般における知的財産権保護の必要性を示す代表的な事例である」とし、「今後、他の食品企業も、海外市場の拡大と同時に商標権管理にさらに積極的に取り組むことになるだろう」と述べた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい

(調査、特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.com
Website : http://haandha.com

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail: st@stpat.co.kr